

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公 代

岩手県公安委員会規則第11号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(警察署長の通行許可)</p> <p>第7条 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、その通行を禁止されている区域若しくは道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）内に起点又は終点を有する場合で、かつ、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(道路における禁止行為)</p> <p>第22条 法第76条第4項第7号の規定による禁止行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬の練習又は自転車運転の練習をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 車両等の運転者の眼をげんわくするような光をみだりに道路に投射すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) 交通のひんぱんな道路においてたき火をすること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 交通のひんぱんな道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物品を散布し、又は交通のひんぱんな道路において通行する者にこれを交付すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動</p>	<p>(警察署長の通行許可)</p> <p>第7条 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、その通行を禁止されている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）内に起点又は終点を有する場合で、かつ、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(道路における禁止行為)</p> <p>第22条 法第76条第4項第7号の規定による禁止行為は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 交通の頻繁な道路において、乗馬の練習又は自転車運転の練習をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 車両等の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) 交通の頻繁な道路においてたき火をすること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物品を散布し、又は交通の頻繁な道路において通行する者にこれを交付すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車</p>

<p>車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験を行うこと。</p> <p>(緊急自動車の運転資格の審査手続)</p> <p>第26条 令第32条の3、<u>第32条の4</u>又は<u>第32条の5</u>の規定による緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者に係る令第13条に規定する緊急自動車の使用者は、緊急自動車運転資格審査申請書(様式第17号)を公安委員会に提出しなければならない。</p>	<p>画をを走行させる実証実験を行うこと。</p> <p>(緊急自動車の運転資格の審査手続)</p> <p>第26条 令第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは<u>第3項</u>、<u>第32条の3の2第2項</u>又は<u>第32条の5第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定による緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者に係る令第13条に規定する緊急自動車の使用者は、緊急自動車運転資格審査申請書(様式第17号)を公安委員会に提出しなければならない。</p>
<p>2 目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 自動車及び<u>原動機付自転車</u>の運転免許(第25条―第33条)</p> <p>第7章・第8章 [略]</p> <p>附則 (交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、同条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>自転車通行止め</u>」、「<u>車両(組合せ)通行止め</u>」、「<u>自転車専用</u>」、「<u>自転車及び歩行者専用</u>」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。)の対象から除く車両</p> <p>ア～ソ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制並びに法第49条の4の規定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 自動車及び<u>一般原動機付自転車</u>の運転免許(第25条―第33条)</p> <p>第7章・第8章 [略]</p> <p>附則 (交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項後段の規定に基づき、次に掲げる車両は、同条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道路標識等による法第8条第1項の規定による通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u>」、「<u>車両(組合せ)通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車専用</u>」、「<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>」及び「歩行者等専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識を用いた規制に限る。)の対象から除く車両</p> <p>ア～ソ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制並びに法第49条の4の規定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p>

エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの（（イ）にあっては岩手県内に、（カ）にあっては昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）

（ア）～（オ） [略]

（カ） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病のうち色素性乾皮症の患者

2 [略]

（自動車以外の車両の牽引制限）

第13条 [略]

2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により牽引を要する自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引するためやむを得ない場合においては、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、その故障車を牽引することができる。

（1）～（4） [略]

第6章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

（試験の場所）

第28条 自動車及び原動機付自転車の運転免許試験及び再試験は、別に場所を指定する場合のほか、自動車運転免許試験場において行う。

（自転車運転者講習）

第39条 法第108条の2第1項第15号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、講

エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの（（イ）にあっては岩手県内に、（カ）にあっては昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）

（ア）～（オ） [略]

（カ） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病のうち色素性乾皮症の患者

2 [略]

（自動車以外の車両の牽引制限）

第13条 [略]

2 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により牽引を要する自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引するためやむを得ない場合においては、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、その故障車を牽引することができる。

（1）～（4） [略]

第6章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

（試験の場所）

第28条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験及び再試験は、別に場所を指定する場合のほか、自動車運転免許試験場において行う。

（特定小型原動機付自転車運転者講習）

第38条の2 法第108条の2第1項第15号に規定する講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書（様式第29号の7の2）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者に対して特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書（様式第29号の7の3。次項において「終了証明書」という。）を交付する。

3 終了証明書の交付を受けた者が、終了証明書の亡失、滅失、汚損又は破損により終了証明書の再交付を申請する場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書再交付申請書（様式第29号の7の4）を公安委員会に提出しなければならない。

（自転車運転者講習）

第39条 法第108条の2第1項第16号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、講

習手料を添えて、自転車運転者講習受講申請書（様式第29号の8）を公安委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
若年運転者講習受講申請書 (様式第29号の6)	
自転車運転者講習受講申請書 (様式第29号の8)	[略]
[略]	
[略]	

様式第29号の7（第38条関係）

[略]

習手料を添えて、自転車運転者講習受講申請書（様式第29号の8）を公安委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
若年運転者講習受講申請書 (様式第29号の6)	
特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書 (様式第29号の7の2)	[略]
特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書再交付申請書 (様式第29号の7の4)	
自転車運転者講習受講申請書 (様式第29号の8)	
[略]	
[略]	

様式第29号の7（第38条関係）

[略]

様式第29号の7の2（第38条の2関係）

※ 講習場所	
※ 講習年月日	年 月 日
特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書 年 月 日 岩手県公安委員会 様 住 所 氏 名 年 月 日生 道路交通法の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたいので申請します。	
手数料	

備考 ※印欄は、記載しないでください。

(A4)

様式第29号の7の3（第38条の2関係）

第 号
特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書 住 所 氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第
108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転
車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日
岩手県公安委員会 印

(A4)

様式第29号の7の4 (第38条の2関係)

<u>特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書</u> <u>再交付申請書</u>	
年 月 日	
岩手県公安委員会 様	
<u>(フリガナ)</u>	年 月 日生
<u>氏名・生年月日</u>	
<u>住 所</u>	
<u>再交付を申請す る理由</u>	
<u>講習終了日</u>	年 月 日
<u>講習場所</u>	

(A4)

様式第29号の9 (第39条関係)

[略]

上記の者は、年 月 日道路交通法第
108条の2第1項第15号に掲げる自転車運転者講習を終
了した者であることを証明する。

[略]

[略]

様式第29号の9 (第39条関係)

[略]

上記の者は、年 月 日道路交通法第
108条の2第1項第16号に掲げる自転車運転者講習を終
了した者であることを証明する。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。